

# 被災家屋などの公的解体・撤去

## 「解体済み」の家屋にも一定額返金

### 制度利用で町が代行処理

平成28年熊本地震で被災し、り災証明が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定された家屋などの解体・撤去費用の補助制度は現在、国・県において詳細な検討がなされているところです。

すのぞご了承ください。

### 「解体済み」は一定額返金

「隣の家に被害が及ぶ」、「公道に家がなだれ込んである」、「2次被害の恐れがある」などの解体・撤去に緊急性があると町が判断した家屋などは、この制度の決定前に解体・撤去することができず。近日中に設定される解体費の「基準額」の範囲内で払い戻しを行います。この基準額が上限となりますので超過分は個人負担となりますのでご了承ください。既に解体が終わったものも同様です。次の書類が必要になります。

この制度は、被災した家屋などをその所有者に代わって、町が解体・撤去を行う費用を補助するものです。 ※町が実際に解体・撤去に着手できる時期は未定です。

◆ 申込開始：現在調整中

◆ 対象：り災証明で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれかの判定を受けた家屋、小屋、納屋、塀など

※「家屋」には、「家屋と一体的な小屋」や「中小企業の家屋」も含まれます。単独の小屋は立地状況などで補助に該当しない場合があります。

①り災証明書(半壊以上)  
②損壊家屋等の解体撤去済申出書 ③実印、印鑑証明書、登記事項証明書 ④建物配置図 ⑤2次被害を防止するためなど、早急な対応

応が必要という理由書や写真 ⑥解体前、解体中、解体後の状況がわかる写真 ⑦解体業者との契約書 ⑧見積書(内訳が入ったもの)を3者分 ⑨請求書 ⑩領収書 ⑪産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票) ※代理の場合は委任状が必要です。 ※日程は現在調整中ですが、申し込み順に解体順ではありません。 ※家屋所有者がお亡くなりになっている場合は、法定相続人全員の同意書(実印と印鑑証明)が必要になる場合があります。他にも抵当権などの権利が存在する場合も関係権利者の同意(実印と印鑑証明)が必要になります。

問い合わせ先：町役場災害対策本部衛生班 ☎096・289・8077

### 住宅の「応急修理」で

最高57万6千円を町が補助

被災した住宅に住むために必要最低限の応急修理費用の一部を、町が直接業者へ支払う制度です。

◆ 申込期限：6月20日(月)

◆ 申込場所：町中央公民館

◆ 対象：次の①～④全て該当する方

① 応急修理をした住宅に住むこと

② り災証明の判定が「半壊」、「大規模半壊」「全壊」のいずれか。

③ 応急修理後、避難所などへの避難が不要になることが見込まれる。

④ 応急仮設住宅・みなし応急仮設住宅の制度などを利用しないこと

※既に修理が完了していても申請可。

◆ 所得制限：「半壊」判定のみ所得制限がありません。

世帯の状況	世帯年収の所得制限
要配慮世帯	800万円以下
世帯主が45歳未満	500万円以下
世帯主が45歳以上	700万円以下
世帯主が60歳以上	800万円以下
その他世帯	

※所得制限を超えても特段の事由がある場合は、ご相談ください。

問い合わせ先：住まい支援チーム

☎096・289・1480